

## ○免許状の有効期間の延長（延期申請）の仕方

【延期申請のページ】

申請に必要な書類

<必ず提出するもの>

▽修了確認期限延期申請書（島根県収入証紙3, 000円分を貼付）

▽下記の①又は②の書類

①有する**全ての免許状の写し**（裏面に記載のあるものは裏面も必要（両面コピー可）。  
**県外授与の場合は原本証明**をしたもの。（原本証明は写しごとに必要です。原本証明日は申請日1年以内。)) **原本証明の作成例は2ページ目にあります**

②教育職員免許状授与証明書（本書）

授与証明書の証明日は申請日1年以内。ただし、島根県が発行した証明書であれば1年以上前でも認める場合があります。

▽延期事由に該当すること及び延長の期間を証明する書類

※証明する添付書類については、申請者それぞれに事由が異なりますので、お問い合わせください。

▽返信用封筒（角形2号、返信先記載、140円切手貼付）

<該当者のみが提出するもの>

▼戸籍抄本（申請日前6ヶ月以内のもの）

\*免許状及び各種証明書類の氏名又は本籍地と申請時の氏名又は本籍地が異なる場合に必要となります。

☆県教育委員会が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書を発行します。延期後の修了確認期限に基づき、改めて更新手続きを行ってください。

## ○申請書の記入及び添付書類についての注意事項

- ・「同上」「〃」などで記入しないようにしてください。
- ・免許状の種類及び番号は、**免許状の記載どおり**正確に記入してください。  
種類：（小学校教諭一種免許状、中学校教諭一級普通免許状など）  
番号：（平15小一第123号、昭60中一普第55号など）
- ・**免許状の写しの原本証明**とは、所属長が免許状の写しと原本を照合し、免許状の写しが原本と相違ないことを証明することです。証明の記載及び押印は、免許状の写しの余白部分であればどこでも構いません。表裏のある免許状を両面複写にしない場合は、それぞれに原本証明をしてください。島根県教育委員会が授与した免許状は、原本証明はいりません。
- ・複数の免許状を所有している場合は、**所有する全ての免許状**の写し又は授与証明書を添付してください。  
（例：養護教諭二種免許状と養護教諭一種免許状と養護教諭専修免許状を持っている場合は三つの免許状の写しを提出する。）

# 中学校教諭一種免許状

本籍地 島根県

氏名 教育 太郎

平成二年十二月一日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

英語 記

平成二十八年三月二十五日

平二七中一第〇〇号

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等

〇〇大学〇〇学部〇〇学科

十二単位以上修得の分野名  
卒業又は修了の年月日

\*  
平成二十八年三月二十五日

修得単位

教科に関する科目 二〇単位以上  
教職に関する科目 三二単位以上  
教科又は教職に関する科目 八単位以上  
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目 八単位以上

資格認定試験

証書番号 \*  
試験実施機関 \*

合格年月日 \*

有効期間の満了の日

平成三十八年三月三十一日

備考 学士(教育学)

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市立△△小学校

校長 ◆◆ ◆◆

公印

島根県教育委員会  
島根県教育委員会印